

大阪市職員（医師〔児童精神科医師・小児科医師〕）募集要綱

令和 7 年 10 月
大阪市こども青少年局

1 職務内容

児童福祉法第12条第1項に基づいて設置する児童相談所（中央こども相談センター、南部こども相談センター、北部こども相談センター）における次に掲げる業務等

- ・ 診察、医学的検査等によるこどもの診断（虐待がこどもの心身に及ぼした影響等に関する診察と医学的助言）
- ・ 児童相談所が援助を行うにあたってのこども、保護者等の精神的な状態に関する医学的見地からの診断・評価（児童精神科医師のみ）
- ・ こども、保護者、関係機関等に対する医学的見地からの指示・指導
- ・ 児童相談所における保健師、看護師、児童心理司、児童福祉司、一時保護所職員が行う業務に対する医学的評価やスーパーバイズ（指導・監督）
- ・ 児童相談所における援助方針会議、児童相談所審査部会等への出席
- ・ 児童相談所における医療機関、保健機関など関係機関との情報交換や連絡調整

2 採用予定人数

若干名

3 採用予定時期

令和8年4月1日

※ただし、申込時期によっては、令和8年4月2日以降となる場合があります。

4 勤務場所

こども相談センター等

5 受験資格

- ・ すでに医師免許を有する者。

ただし、平成16年4月1日以降に医師免許を申請し、医師免許を取得した者にあつては、医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了した者又は採用時まで修了する見込みの者

- ・ 採用時現在、年齢60歳以下であること。

※上記のすべての条件を満たす方が受験できます。

ただし、地方公務員法第16条各号に該当する方は受験できません。

《地方公務員法第16条（抜粋）》

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 申込方法

- ・申込みは随時受け付けます。（※欠員が補充された場合は、締め切ることがあります。）
- ・申し込みされる方は、次の書類各1通を送付または持参してください。
ただし、持参の場合は開庁日の午前9時から午後5時30分までの受付となります。
- ・申込みの受付が完了しましたら、個別に連絡します。その際、選考日時、選考場所についてもお知らせします。
- ・提出書類を送付又は直接持参後3週間以上経過しても連絡がない場合は、大阪市こども青少年局企画部総務課（人事グループ）までお問い合わせください。

（１）提出書類

- ・大阪市職員採用申込書（指定様式）
（こども青少年局所定のものに必要事項を記入し、3か月以内に撮影の写真を必ず貼付してください。また、連絡先の項目には開庁日の午前9時から午後5時30分の間に連絡可能な連絡先を記入しておいてください。）
※指定様式は、大阪市職員〔医師（児童精神科医師・小児科医師）〕募集関連ホームページ（<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000663186.html>）よりダウンロード、または大阪市こども青少年局企画部総務課（人事グループ）に連絡し、請求してください。
- ・医師免許証の写し

（２）提出先

大阪市こども青少年局企画部総務課（人事グループ）
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 市役所2階

送付の場合は、送達確認ができる方法（簡易書留等）により送付してください。簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。

7 選考方法等

- ・書類選考及び口述試験（個別面接）を実施し、可否を決定します。
- ・選考日時、選考場所、その他選考にかかる必要書類、結果通知等については、別途連絡いたします。

8 勤務条件等

（１）給与（初任給）

令和 7 年 4 月 1 日現在の初任給は、大学卒業後令和 8 年 3 月で臨床研修を修了した方で、月額 628,240 円程度（地域手当・初任給調整手当含む予定額）です。なお、初任給は臨床研修等の医師免許取得後の経歴に応じて一定の基準により決定されます。また、その他諸手当として、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当などがそれぞれの条件に応じて支給されます。

（２）勤務時間

原則として、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時まで休憩）となっており、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）は休日となります。

（３）休暇

年次休暇（年間 20 日、残日数は 20 日を限度として翌年に繰越します。ただし採用の年は、採用月により付与日数が変わります。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・忌引・結婚・出産等）、介護休暇等があります。

9 その他

- ・受験資格がないこと及び申込書記載事項に虚偽があれば合格を取り消すことがあります。
- ・日本国籍を有しない方も受験できますが、採用日において法令により永住が認められない方は採用できません。
- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。また、書類に記載された内容は採用試験実施の円滑な遂行に用い、それ以外の目的には使用しません。

10 受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者から指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

この選考についての問合せは

大阪市子ども青少年局企画部総務課（人事グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 市役所2階

Osaka Metro御堂筋線・京阪電車京阪本線
「淀屋橋」下車 1号出口北すぐ
京阪電車中之島線
「大江橋」下車 6号出口東すぐ

電話番号 06-6208-8117

開庁時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで
（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

大阪市職員〔医師（児童精神科医師・小児科医師）〕募集関連ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000663186.html>